

## 平成24年度頻度調査について

### ○調査客体

全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における平成24年10月の請求分に係る療養費支給申請書

### ○支給申請書の抽出割合

	全国健康保険協会管掌健康保険	国民健康保険※	後期高齢者医療制度
柔道整復療養費	1/30	1/60(1/12)※	1/50
あん摩マッサージ指圧療養費	1/1	1/5(1/1)※	1/10
はり・きゅう療養費	1/6	1/10(1/2)※	1/10

※国民健康保険については、都道府県ごとに被保険者の数のおおむね5分の1をカバーするように市区町村を選定したうえで、当該選定された市区町村において、支給申請書をカッコ内の割合で抽出している。

## 平成 21 年 11 月行政刷新会議指摘後の 請求部位数の地域差の推移について

### 平成 21 年行政刷新会議での指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
- ・ 部位別請求の地域差が大きい。
  - 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。

### ○ 3 部位以上請求の割合について

#### **【平成 21 年 10 月】**

18.8%（岩手県）から 80%（大阪府）までの差 → 約 4 倍  
全国平均 50.8%

#### **【平成 22 年 6 月】**

療養費改定による多部位請求の対応

- ・ 3 部位目 80% → 70%
- ・ 4 部位目以降は 3 部位目に包括

#### **【平成 22 年 10 月】**

15.6%（岩手県）から 74.5%（大阪府）までの差 → 約 5 倍  
全国平均 46.8%

#### **【平成 23 年 10 月】**

12.2%（山形県）から 63%（大阪府）までの差 → 約 5 倍  
全国平均 40.9%

#### **【平成 24 年 10 月】**

8.2%（山形県）から 54.6%（大阪府）までの差 → 約 7 倍  
全国平均 34.6%

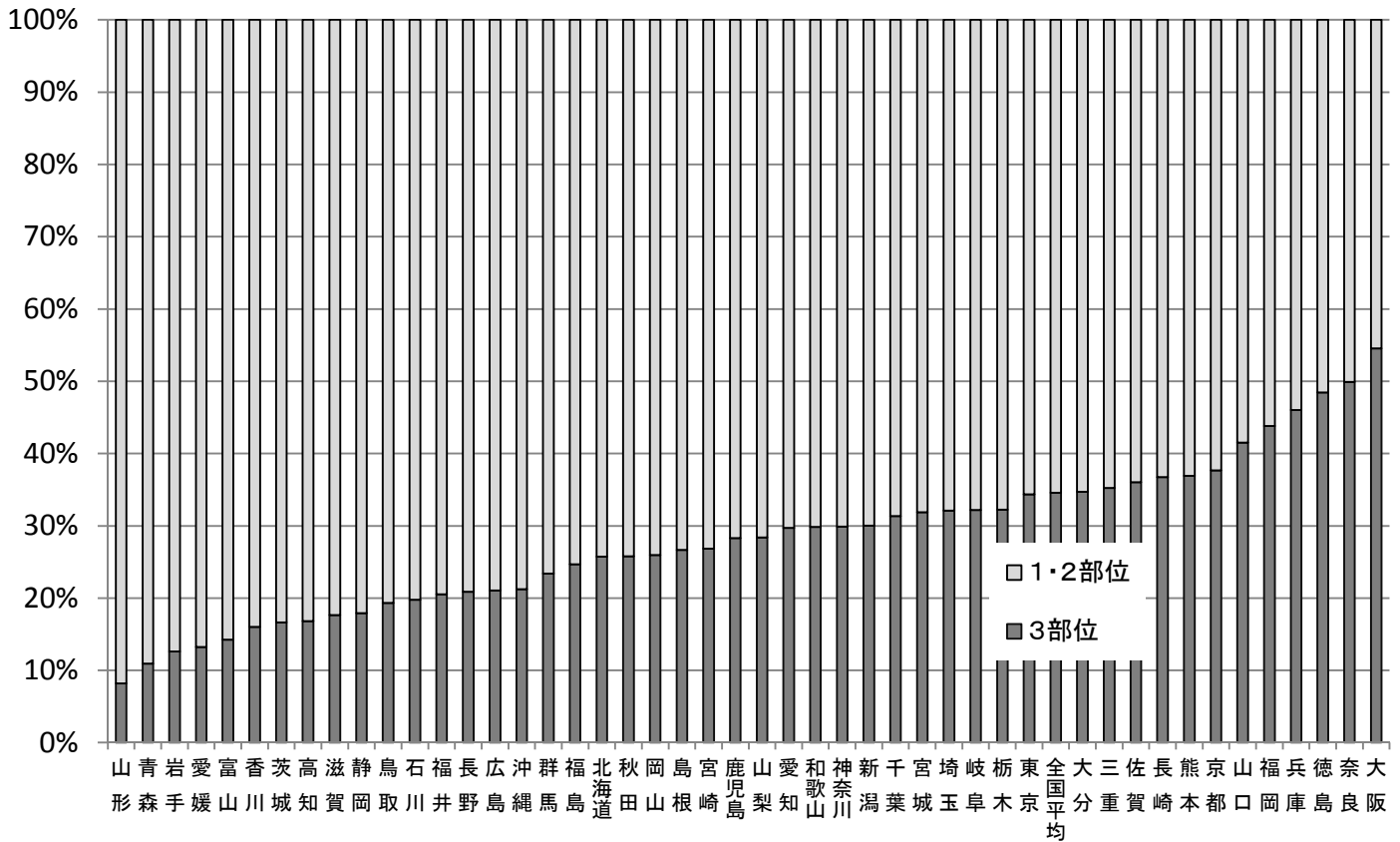
#### **【平成 25 年 5 月】**

療養費改定による多部位請求の対応

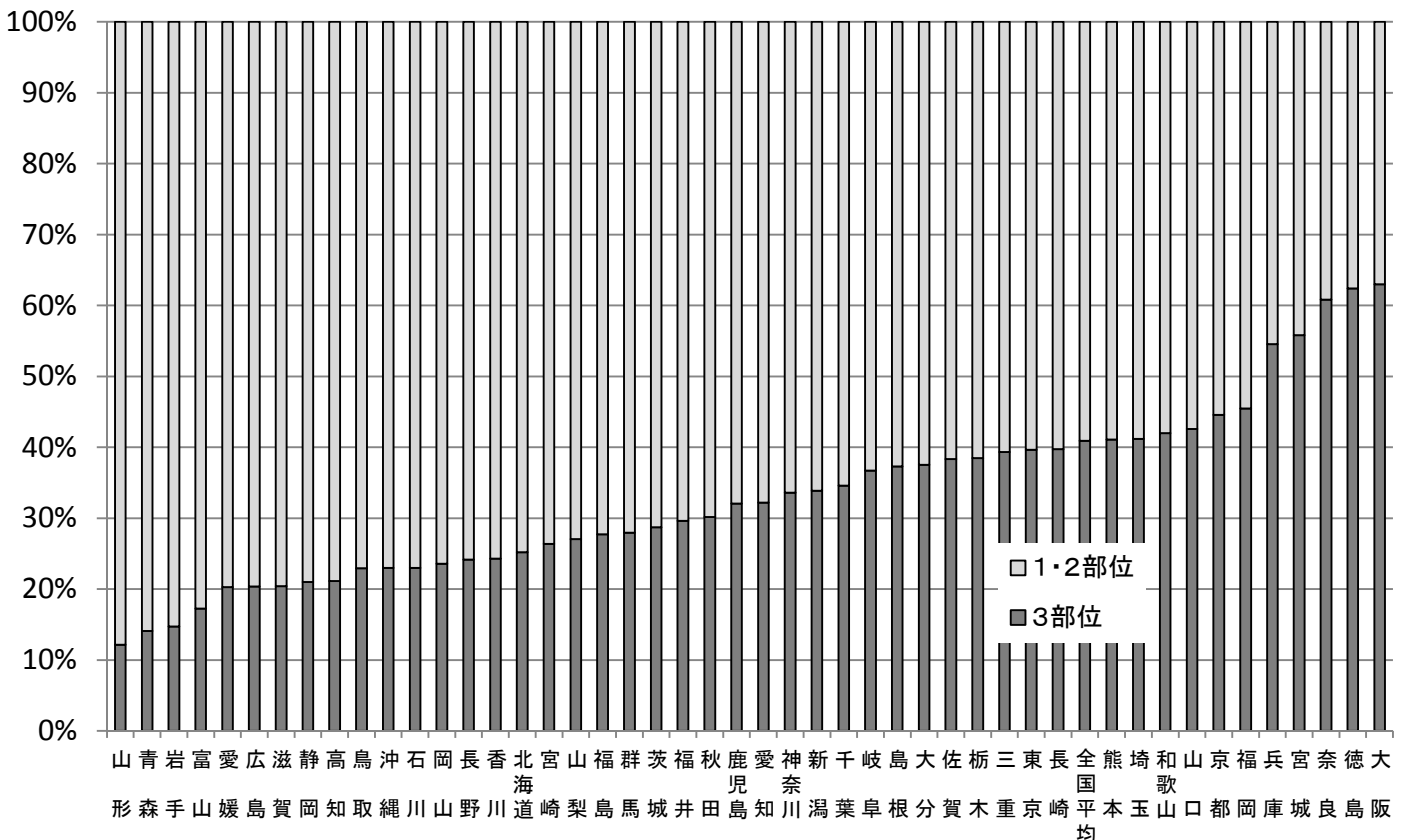
- （ 3 部位目 70% → 60% ）

# 柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布(頻度調査)

【平成24年10月】

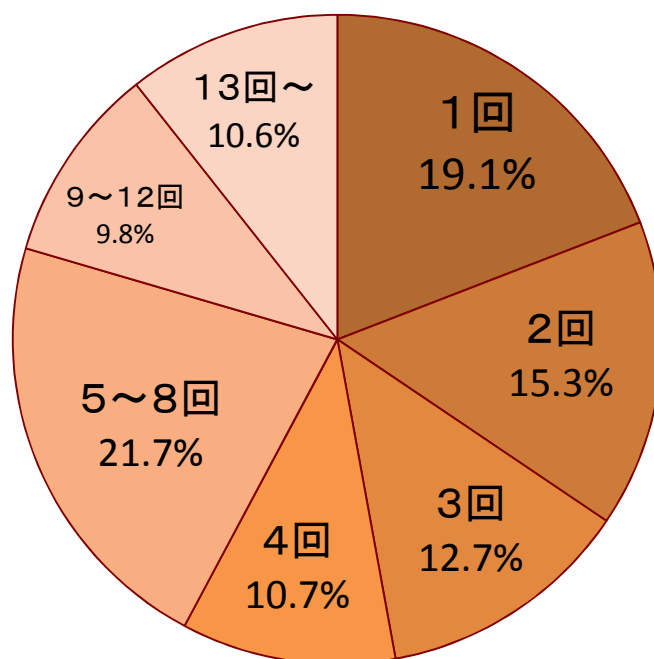


【参考:平成23年10月】

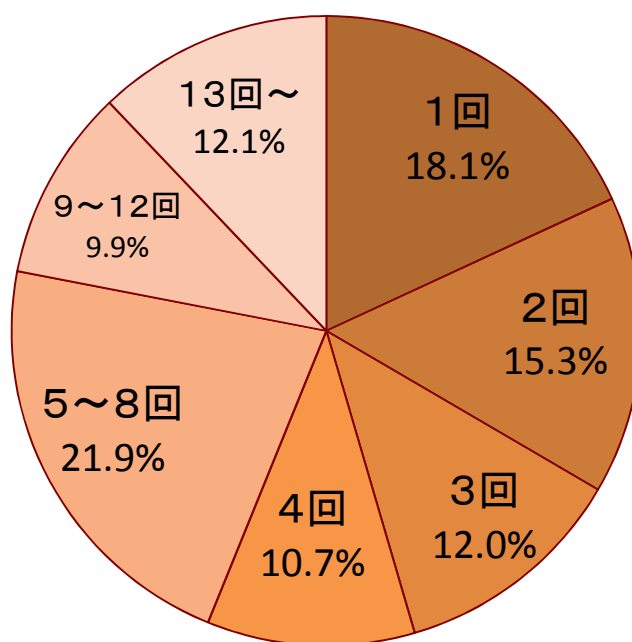


## 柔道整復療養費 月当たり回数区分ごとの請求書枚数割合の分布 (後療料(打撲・捻挫)、頻度調査)【全体】

【平成24年10月】 ※傾向に大きな変化は見られない。

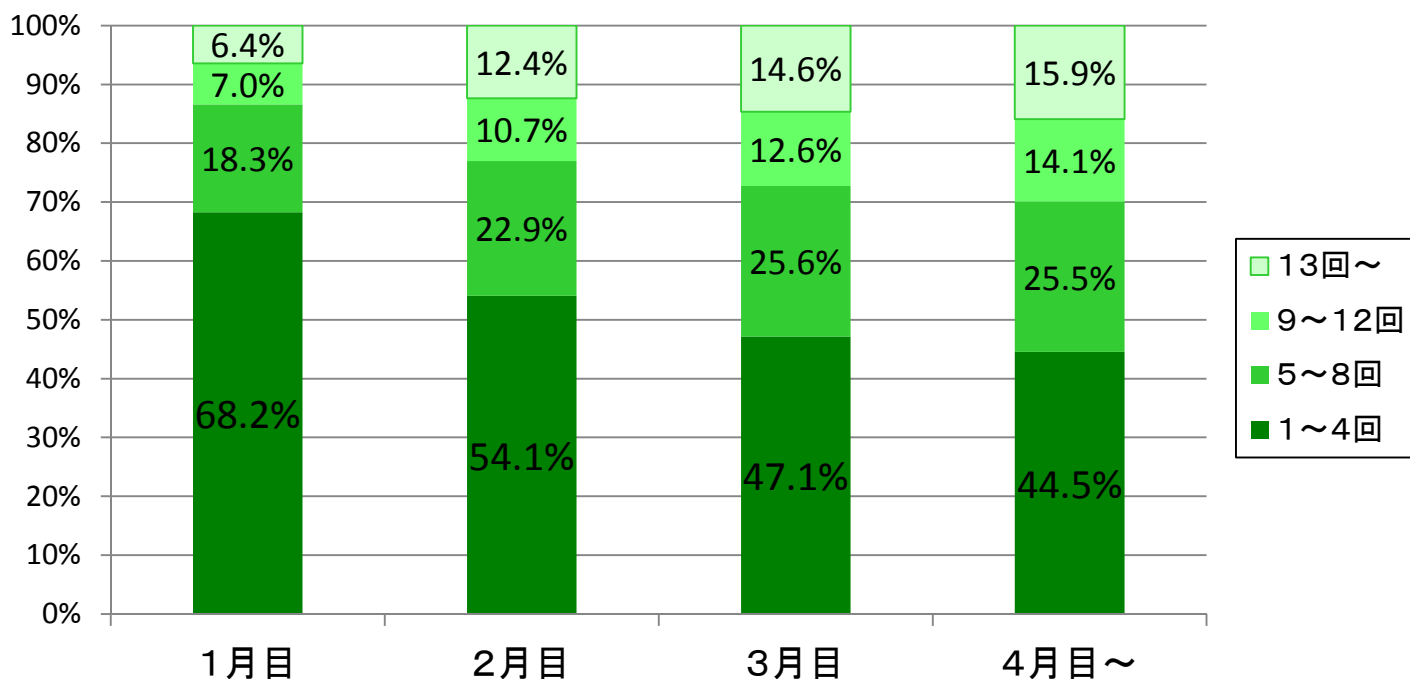


【参考:平成23年10月】

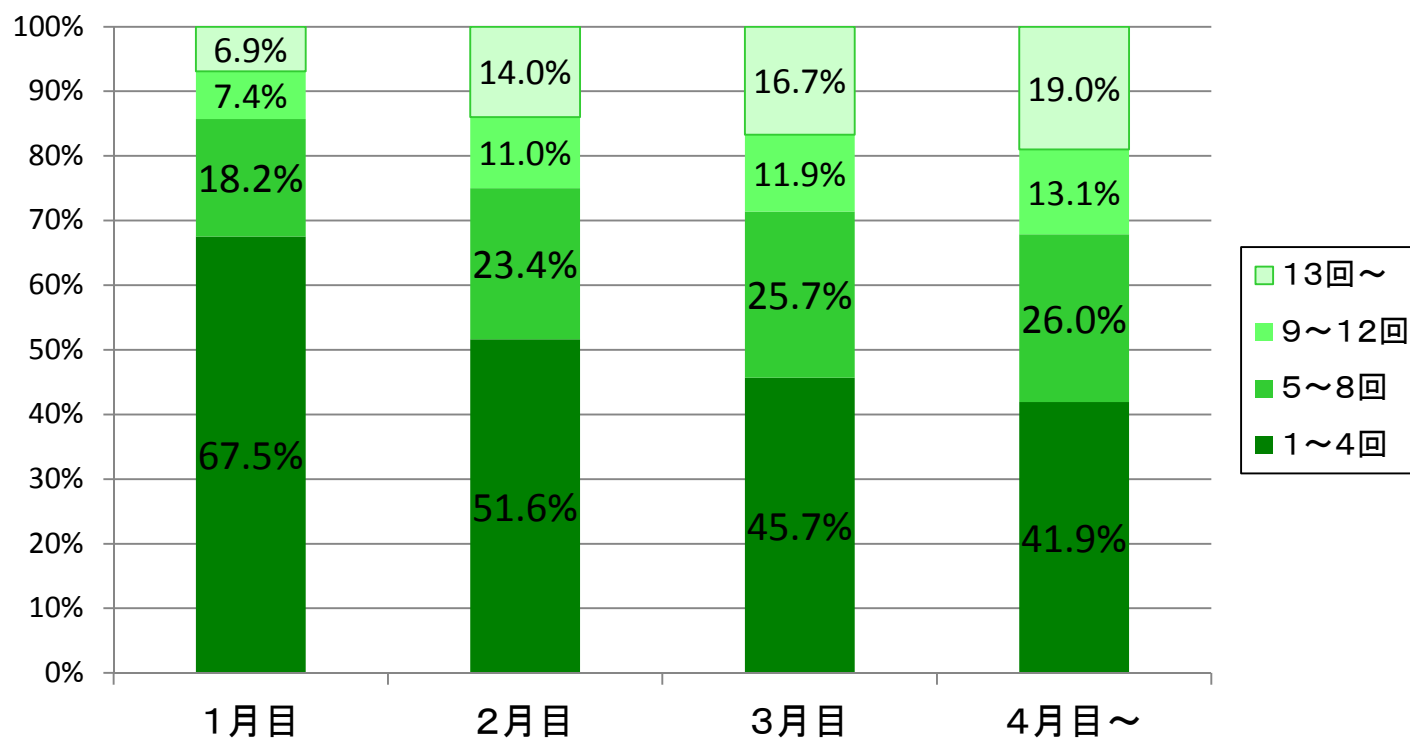


# 柔道整復療養費 施術期間区分ごとの請求書枚数割合の分布 (後療料(打撲・捻挫)、頻度調査)

【平成24年10月】 ※月13回以上の請求書の割合が前年同月比でやや減少している。

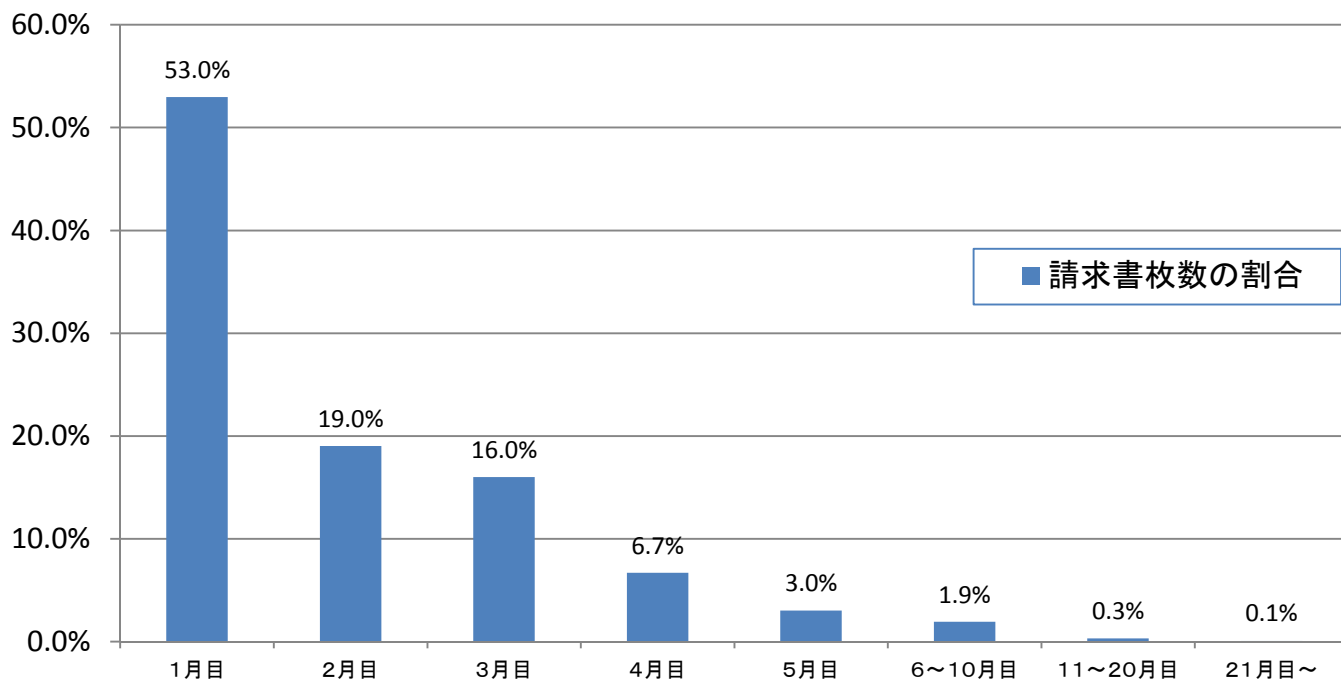


【参考：平成23年10月】

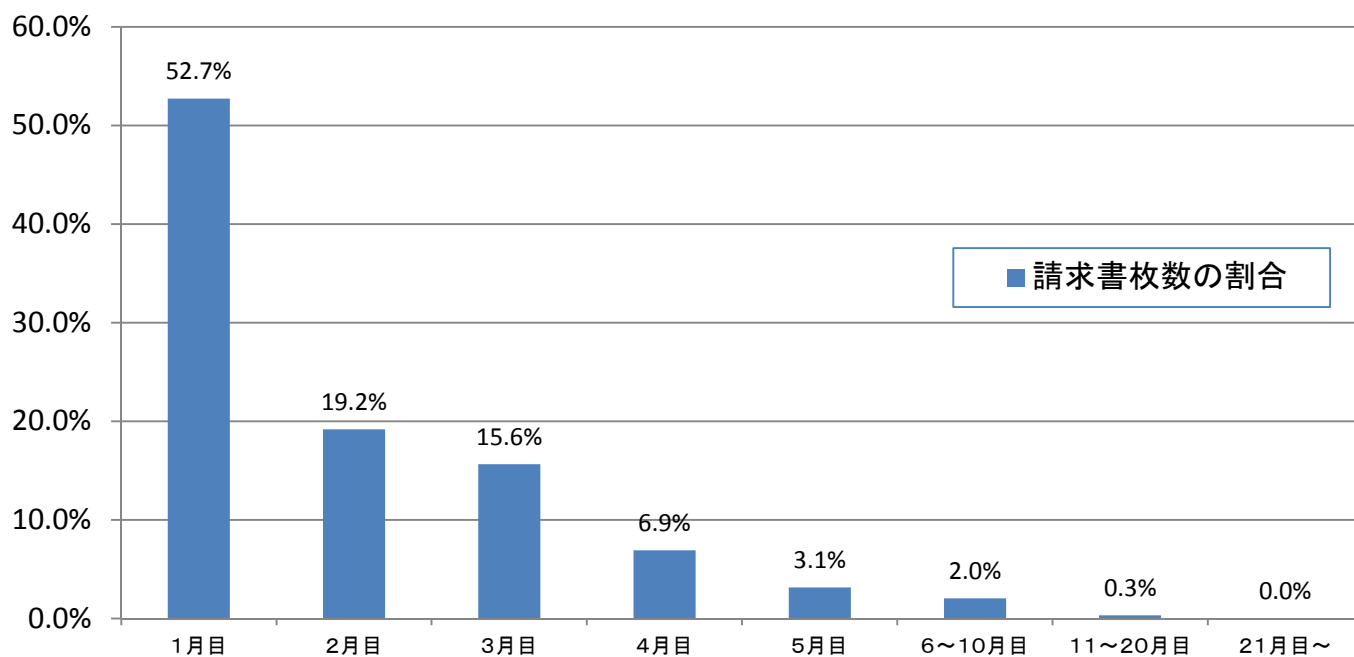


# 柔道整復療養費 施術期間区分ごとの請求書枚数割合の分布 (頻度調査)

【平成24年10月】 ※傾向に大きな変化は見られない。



【参考：平成23年10月】



## 柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移(推計)

(金額：億円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国民医療費	331,289	331,276	341,360	348,084	360,067	374,202	385,850
対前年度伸び率	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%
柔道整復	3,493	3,630	3,830	3,933	4,023	4,068	4,085
対前年度伸び率	3.6%	3.9%	5.5%	2.7%	2.3%	1.1%	0.4%
はり・きゆう	191	221	247	267	293	315	352
対前年度伸び率	17.9%	15.7%	11.8%	8.1%	9.7%	7.5%	11.7%
マッサージ	250	294	339	374	459	516	560
対前年度伸び率	16.3%	17.6%	15.3%	10.3%	22.7%	12.4%	8.5%

(注1) 平成21年度までは保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険（平成20年9月以前は政府管掌健康保険）、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- ・ 平成19年度以前の健康保険組合及び国民健康保険については、健康保険組合については、療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計、国民健康保険については、療養費総額の実績値に標本調査に得られた国民健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じて推計。
- ・ 平成20年度以前の日雇特例被保険者については、療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成21年度以前の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・ 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。